高齢者補聴器購入費助成制度のご案内

龍ケ崎市では、高齢者の難聴を改善するため、補聴器 購入費の助成を行っています。

専門医や補聴器技能者とともに、補聴器を安心してご利用いただけるよう支援します。

補聴器使用による聞こえの改善で、高齢者の快適な日常生活やより良い社会参加を支援します。

管理医療機器としての 補聴器本体(両耳または 左右いずれかの耳に使用する もの)を購入すると

ま る う う う う 円

- ※付属品は電池(最小単位)、充電器およびイヤモールドに限ります。
- ※支給決定前の購入は対象外です。
- ※予算額に達した場合は、事業の受付を終了する場合があります。
- 注)購入費用の1/2(最大3万円)

<この事業で対象となる方の主な条件>



龍ケ崎市に 住所がある 65歳以上の人 条件 02

耳鼻咽喉科専門が 補聴器の使用を 必要と認めた人 条件 03

聴覚障がいによる 身体障害者手帳を 持っていない人

龍ケ崎市 福祉総務課 高齢福祉グループ 划 0297-64-1111(内線183)

☐ fukushisoumu@city.ryugasaki.lg.jp

申請から助成までの流れ

① 申請書等を取得する

- ●市役所の窓口で申請書等を取得する
- 申請書
- ・協力医療機関及び補聴器販売店一覧

② 耳鼻咽喉科専門医を受診する

- ●申請書を持って、耳鼻咽喉科専門医のいる医療機関で、医師の診断を受ける
- ●補聴器が必要と認められた場合には、申請書下段の「医師の確認欄」に証明をもらう
- ※「医師の確認欄」の証明に費用が掛かる場合があります。

③ 販売店で相談・見積書を取得する

●認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店(※)で相談、補聴器の調整や試聴を行い、購入する補聴器の見積書を作成してもらう

※助成対象となる販売店は(公財)テクノエイド協会の補聴器販売店検索システムに 掲載されている認定補聴器技能者が在籍する店舗に限ります。

④ 必要書類を市に提出する

- ●購入することが決まったら、龍ケ崎市福祉総務課に下記を提出する
- ・申請書(「医師の確認欄」に証明のあるもの)
- ・見積書の写し

⑤ 助成金交付決定通知書が届く

●福祉総務課で提出された書類を確認し、助成金決定通知書と助成金請求書をお送り します

⑥ 補聴器を購入する

●助成金決定通知書が届いた後に、見積書を作成してもらった販売店に行き補聴器 を購入する

《持ち物》

- ·助成金決定通知書
- ・助成金請求書(下欄の「請求及び受領委任状」を記入し、販売店に提出)
- ・自己負担金(補聴器購入費から助成額を差し引いた額)
- ※原則、助成金は市から販売店に支払われます。